

四日市市告示第380号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和3年5月25日

四日市市長 森 智 広

1 名称

西坂部町川向自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親睦と生活向上を図り、地域の環境を良くし、会員と地区連合会自治会及び四日市市との連絡に協力することを目的とする。

3 区域

四日市市西坂部町字山添2324番地1、2327番地から2459番地2まで、2466番地、2467番地、2470番地2、2472番地1から2484番地2まで、西坂部町字横谷3109番地1から3110番地2まで、3115番地1から3150番地2まで、西坂部町字落川原の区域の全部、西坂部町字堂地3451番地から3636番地2まで、3644番地1から3670番地2まで、西坂部町字護摩田の区域の全部、西坂部町字墓堀の区域の全部、西坂部町字城之谷4137番地100、4147番地1、4147番地7、4147番地8、西坂部町字奥城之谷の区域の全部、西坂部町字岩ノ谷の区域の全部、西坂部町字垣内4532番地1から4713番地2まで、4863番地1から4864番地2まで、4867番地1、4867番地2、西坂部町字摩呂市4741番地1から4800番地2まで、4855番地1、4855番地2、4856番地1、4856番地4、西坂部町5060番地1、5060番地2、5443番地1から5490番地、東坂部町鉋垣内55番地1、56番地1、56番地2、東坂部町字大門65番地1、65番地2、65番地3、66番地1、66番地2、91番地1

4 事務所

四日市市西坂部町3780番地1

5 代表者の氏名及び住所

倉田 雄司

四日市市西坂部町3848番地1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20の規定による場合又は、総会において総会員の4分の3以上の承諾を得た場合

9 認可年月日

令和3年4月22日

(市民文化部市民生活課)